

補助金の交付申請について

(注意事項)

補助対象事業者、補助対象設備、補助対象経費の要件や募集期間をよくご確認のうえ申請してください(「補助金制度のご案内」を参照してください)。

文字の訂正は、二重線で行ってください。

申請書類の内容について確認させていただく場合がありますので、提出する書類は必ずコピーをとっておいてください。

代行者により手続きを行う際は、申請時に「申請等事務手続代行者選任届」を提出してください。

市に口座情報の登録を行っている場合は、申請時にその旨をお知らせください。

申請書類を審査し、適当と認めた場合は補助金等交付決定通知書を申請者に送付します。この通知書は補助金等交付請求書を提出する際に必要ですので、紛失しないでください。

補助金等交付申請書(第1号様式)

「1 交付申請額」

交付申請額は、補助対象経費の3分の1(千円未満切捨て)と上限100万円のいずれか低い額となります。ただし、特例制度として太陽光発電設備(発電出力1kWあたり5万円、上限100万円)及び蓄電池(蓄電容量1kWあたり6.3万円、上限63万円)の加算があります。

補助事業計画書(第2号様式)の「10 補助金交付申請額の算定」の(4)と一致します。

添付書類

(1)補助事業計画書(第2号様式)

「1 申請者の概要」

- ・主たる事業の内容を記載してください。
- ・事業内容が複数にまたがる場合は、「売上高が大きい」等の理由から主な事業を判断してください。

「2 補助対象設備の設置場所」

補助対象設備を設置する事業所の名称・所在地を記載してください。

「3 補助事業実施予定期間」

- ・事業着手予定日は、申請書の提出日から3週間以上先の日付で設定してください。また、実際に導入する設備の発注日・契約日・工事日のいずれか早い日(予定日)を入力して下さい。
- ・事業完了予定日は、「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」の全てが完了する予定日を入力してください(令和6年3月10日を超えて設定することはできません。)太陽光発電設備については、上記の他「電力受給開始日」を含みます。

支払の確認方法

補助対象経費の支払は領収書等で確認します。施工業者への支払いが金融機関によ

る振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料をご提出ください。手形や小切手による支払いの場合は、振出日ではなく、施工業者が領収（資金化）した日が支払完了日となります。

「4 補助事業により導入する設備の概要」

補助事業により導入する設備の種類ごとに、その内容を分かりやすく記載してください。（設置場所・メーカー・型式・能力・設置基数、その他設備の概要が分かる内容）

「5 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）」

- ・補助事業により導入する設備による「エネルギー使用量」及び「二酸化炭素排出量」の削減見込量（年間）をエネルギー種別ごとに記載してください（**単位に注意**）。
- ・その積算根拠を【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】の欄に記載してください。

「エネルギー使用量の削減見込量」の欄は、以下を参考に算出してください。

- ・設備の更新、新規導入の場合 既存設備の稼働に伴う年間のエネルギー使用量と、補助対象設備の導入に伴う年間のエネルギー使用量との差
- ・断熱改修 空調設備の稼働低減に伴い削減される年間のエネルギー使用量

「二酸化炭素排出量の削減見込量」の欄は、削減されるエネルギー使用量にエネルギー種別ごとの排出係数を乗じて算出してください。

なお、表に記載のないエネルギーが削減される場合の排出係数については、お問い合わせください。

【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】の欄は、導入する設備の出力・基数・稼働時間等などの根拠を基に、計算式等を用いて分かりやすく記載してください。

照明設備で、能力やメーカーの異なる複数の設備を導入する場合は、導入前・後の設備の「型番」「台数」「設備ごとの消費電力」「使用時間」「年間のエネルギー使用量」を整理し、削減効果を示した内訳書を添付してください。

「6 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）」

補助対象設備のうち、高効率空調設備・高効率照明設備・高効率給湯設備・高効率ボイラー・業務用冷凍冷蔵設備（ショーケースを含む）・交流電動機・変圧器については、各設備の条件を満たすほか、一定の省エネ効果が見込まれるものが対象となります。

- ・省エネ効果を算定するため、設備更新に伴うエネルギー使用量の削減効果（省エネ効果）について、（参考様式）「エネルギー使用量等（発熱量換算）計算書」にエネルギー種別ごとの削減量を入力し、算出された発熱量換算値（GJ）を（1）へ転記してください。

【補助対象】 25GJ 以上となること

- ・上記に該当しない場合は、「地球温暖化対策計画書」の基準年度におけるエネルギー使用量について、前述の「参考様式」にエネルギー種別ごとに入力し、発熱量換算値（GJ）を算出するとともに、その5%値について（2）へ転記してください。

【補助対象】省エネ効果が事業活動に伴うエネルギー使用量の5%以上となること

算出に用いた「参考様式」を合わせて添付書類として提出してください。

「 7 地球温暖化対策計画の提出状況」

- ・市へ地球温暖化対策計画書を提出した年月日を記載してください。
- ・また、計画書第4面の9「温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施しようとする措置の内容」に記載した対策のうち、本補助金の申請に関連する内容を記載してください。（計画書の該当する年度に導入計画として記載された設備以外は補助対象となりませんのでご注意ください。）

「 8 省エネルギー診断の受診状況」

相模原商工会議所が窓口となって実施する「省エネアドバイザー派遣事業」など、省エネルギー診断を受診した年月を記載し、診断を実施した機関にチェックしてください。

過去3年のうちに受診した診断が有効となります。

診断を受けた際の報告書の添付が必要です。

「 9 契約（見積）書の金額内訳」

- ・補助対象となる事業に係る契約（見積）書の税抜金額を、補助対象事業費（税抜）の欄に記載してください。

原則、契約（見積）書は補助対象事業費のみの金額・内容で作成し、補助対象とならない経費（既存設備の撤去・廃棄費用や補助を受けずに導入する設備の工事費等）は含めないでください。

また、本補助金の有効活用のため、複数業者による合い見積を実施してください。

（合い見積の実施状況については、補助金申請時に確認いたします）

- ・契約（見積）書に複数の補助対象設備を含む場合は、備考欄に導入する設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。
- ・複数の設備を導入する場合で契約（見積）書が2以上となる場合は、合算の金額を記載するとともに、備考欄に導入する設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。
やむを得ず補助対象外の経費が契約（見積）書に含まれる場合は、補助対象外事業費（税抜）の欄に記載してください。

契約（見積）額の欄の金額は、契約（見積）書の総額と必ず一致します。

「 10 補助金交付申請額の算定」

- ・（1）補助対象事業費（税抜）の欄は、「9 契約（見積）書の金額内訳」の、及び第3号様式 収支予算書の「（2）支出」の小計の金額と一致します。
- ・（2）控除額（その他の補助金等）の欄は、第3号様式 収支予算書の「（1）収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致します。
- ・（4）特例適用の欄は、太陽光発電設備及び蓄電池を導入し特例適用を受ける場合に入力してください。太陽光設備の発電出力・蓄電池の蓄電容量を入力すると自動計算されます。

(2) 収支予算書（第3号様式）

補助対象事業費に係る収入及び支出の額のみを記載してください。

補助対象とならない経費は含めないでください。

契約（見積）書が補助対象事業のみで作成されている場合は、収入及び支出の額と契約（見積）額の金額は一致します。

「(1) 収入」

補助対象事業費の支出の基となる収入を区分ごとに記載してください。
(区分ごとの金額の合計が、支出の補助対象事業費(税込)の金額と一致します。)

「その他の補助金」の欄は、記載漏れの無いよう注意してください。

「(2) 支出」

- ・補助対象事業費(税抜)の欄に、費目ごとの金額(税抜)を記載してください。
- ・複数の設備を導入する場合は、備考欄に導入する設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

「小計」の欄の金額は、第2号様式の9 の欄の金額及び10(1)の金額と一致します。

(3)補助金等概要調書(第4号様式)

- ・「補助事業者等の名称」の欄に、補助金申請者の名称を記載してください。
- ・「補助対象事業内訳及び補助率等」の欄に、導入する設備の種類を記載してください。
太枠欄内のみ記入してください。

(4)暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第5号様式)並びに申請者が法人の場合は役員等氏名一覧(第6号様式)

(5)登記事項証明書(申請者が個人の場合は個人営業証明書)

- ・申請者が法人の場合は、申請日より3か月以内に取得した登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付してください。
- ・申請者が個人の場合は、申請日より3か月以内に取得した個人営業証明書、または住民票の写しを添付してください。

(6)市税納税証明書

市民税と固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の2件について、納税証明書を添付してください。

- ・市民税については、申請者が法人の場合は、直近の事業年度の法人市民税納税証明書を、申請者が個人の場合は、令和4年度の市県民税納税証明書を添付してください。
- ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、令和4年度の納税証明書を添付してください。固定資産税等の課税がない場合は、未納の税額がない証明書を添付してください。

(7)補助事業に係る工事請負契約書、見積書等の写し

- ・原則、工事請負契約書や見積書は補助対象事業費のみの金額・内容で作成し、補助対象設備に係る「設計費」「設備費」「工事費」「諸経費」の各内訳と金額が分かるものを添付してください。(「設備費一式」等では受け付けません)
- ・補助対象とならない経費(既存設備の廃棄費用や補助を受けずに導入する設備の工事費等)は含めないでください。

見積書を添付した場合の今後の注意点

設置工事に当たっては、必ず施工業者と工事請負契約を締結してください。(補助事業実績報告書を提出する際に、工事請負契約書の写しの添付が必要となり、無い場合は補

助金の支払いができません。)

- ・複数の設備を導入する場合であって契約書等が複数となる場合は、全ての契約書等の写しを添付してください。
- ・工事請負契約の締結書類として、「工事請負契約書」に代え、「注文書」と「注文請書」による場合は、契約事項が確認できる内容として作成して添付してください。

(8)補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類

- ・導入する設備のメーカーや仕様、能力等が分かる資料（製品カタログ等）を添付してください。また、トップランナー基準等に該当していることが条件等となる設備については、要件確認に必要な項目の記載された資料を添付してください。

(9)導入する設備の設置予定場所の現況写真・(複数設備の場合)配置図

- ・添付する写真は、申請日より3か月以内に撮影したものとします。
- ・全ての申請において、導入する事業所の外観が確認できる写真を添付してください。
- ・既存設備を更新する場合は、更新前の設備の設置状況及び新たに導入する設備の設置場所の写真（周辺状況）を添付してください。
- ・照明設備については、更新対象設備について原則「点灯した状態」で撮影した写真を添付してください。
- ・設備を新規に導入する場合は、設置予定場所の現況写真を添付してください。
（例：建築物断熱工事の場合…設置する部分（屋上等）の現況写真）
- ・照明設備など、複数の設備を対象とする場合は、既存設備の設置場所、新たに導入する設備の設置場所を表現した平面図等を合わせて添付してください。（写真の補足資料とします。）

(10)(固定価格買取制度の認定を受けない太陽光発電設備)設備図面等

- ・電力会社との協議を実施した書類（写し）など、固定価格買取制度に基づく認定を受けないことがわかる書類を添付してください。
- ・電力の流れや自家消費型であることを示す発電設備図面（単線結線図、システム系統図、機器配置図）を添付してください。

(11)市へ提出した地球温暖化対策計画書の写し

地球温暖化対策計画書の提出時にお渡しした事業者控えの写しを添付してください。

(12)省エネルギー診断の結果を示す書類の写し

省エネルギー診断の報告書等の写しを添付してください。

省エネルギー診断は、申請日の年を含む過去3年以内に受診したものが有効となります。それ以前に受診した場合は、改めて診断を受ける必要があります。

相模原商工会議所が窓口となって実施する「省エネアドバイザー派遣事業」をご活用ください。

申込・問い合わせ先：相模原商工会議所 経営支援課 TEL：042-753-8135

(13)申請等事務手続代行者選任届（第7号様式）

補助金申請等にかかる事務手続代行者を選任する場合に提出してください。

その他

市に口座情報が事前に登録されている場合は、条件により補助金交付決定後に提出いただく請求書の添付書類「支払金口座振替依頼書」の提出が不要になることがあります。事前の確認が必要ですので、申請書の提出の際にお知らせ下さい。

【参考】 設備費・工事費・諸経費の内訳について

	内容	例（空調）
設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費(自己によるものは除く。)	
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費(自己によるものは除く。また、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)	室外機・室内機・リモコン付帯設備(冷媒用銅管・継手類等) 設備設置に伴う消耗資材等
工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費(自己によるものは除く。また、既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。)	取付費用・点検口取付費 空調用ドレン・真空引き・現場でのフロン回収費・搬入費・クレーン作業費 など
諸経費	補助事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)(自己によるものは除く。)	養生・足場設置・現場管理・労務費 など

対象外とする費用

	内容	例（空調）
廃棄費	既存設備を廃棄する費用	廃棄物処理、廃棄のための運搬費等

第1号様式（第7条関係）

補助金等交付申請書

令和5年6月 日

相模原市長 あて

住所 相模原市 区 - -

補助金申請を行う年度を記載してください。

申請者 名称 株式会社 工業

代表者氏名 代表取締役

令和5年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第4条第1項及び相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業等の名称 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業
- 2 補助金等の名称 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
- 3 申請金額 ￥ 1,000,000 円
- 4 同意事項

補助事業計画書（第2号様式）の10（4）の金額が転記されます。

市税のうち、非課税につき納税証明書を添付しない場合は、市が納税状況を確認すること。

- 5 添付書類
 - （1）補助事業計画書（第2号様式）
 - （2）収支予算書（第3号様式）
 - （3）補助金等概要調書（第4号様式）
 - （4）暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書（第5号様式）並びに団員等氏名一覧表（第6号様式）
 - （5）登記事項証明書（申請者が個人の場合は個人営業証明書）
 - （6）市民税及び固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書
 - （7）補助事業に係る工事請負契約書、見積書等の写し（工事及び金額の内訳が分かるもの）
 - （8）補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類（カタログ等）
 - （9）補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真・（複数設備の場合）配置図
 - （10）（固定価格買取制度に基づく認定を受けない太陽光発電設備）設備図面等
 - （11）市へ提出した地球温暖化対策計画書の写し
 - （12）省エネルギー診断の結果を示す書類の写し
 - （13）補助金等特例適用申請書（第16号様式）（特例適用を申請の場合）
 - （14）その他市長が必要と認める書類

既存設備の設置場所、新たに導入する設備の設置場所が複数ある場合は、平面図を合わせて添付してください。（写真の補足資料とします）

担当部署	部 課			
担当者役職・氏名	課長・			
連絡先電話番号	042-777-1234			
連絡先 E-Mail	203046@zerocarbon.co.jp			

市からの問い合わせ等の窓口となる方（申請書の内容が分かる方）をご記入ください。事務手続代行業者が手続きをされる場合は、別に「事務手続代行選任届」を提出してください。

補助事業計画書

1 申請者の概要

主たる事業	電気器具部品の製造
-------	-----------

複数の業種にまたがる場合は、「売上高が大きい」等の理由から主な事業を判断してください。

2 補助対象設備の設置場所

事業所の名称	工業第1工場	設備を導入する事業所の名称（屋号）・所在地を記載してください。
所在地	相模原市 区	

「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い（領収書の受領）」の全てが完了する予定日を記載してください（令和6年3月10日までに事業を完了し、3月10日までに補助事業実績報告書を提出する必要があります）。

3 補助事業実施予定期間

事業着手予定日	令和5年8月20日	事業完了予定日	令和6年3月10日
---------	-----------	---------	-----------

実際に現場において工事に着手する予定日を記載してください。

4 補助事業により導入する設備の概要

1	設備の種類	太陽光発電設備	補助事業により導入する設備の内容を設備の種類毎に記載してください。
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	工業第1工場屋上に新規設置 太陽光パネル：社製 型式：AAA-BB (公称最大出力200W) パワーコンディショナー：社製 型式：C-D 最大出力：5.2kW (200W×26枚) 連携条件：固定買取価格制度により余剰電力売電	
2	設備の種類	LED照明	店舗兼住宅への太陽光発電設備の設置など、事業所として使用する以外の部分（居住スペース等）へ事業効果が波及する設備・工事等は対象となりません。
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	工業第1工場内の蛍光灯を更新 メーカー：社製 型式：XXX-ZZZ 消費電力：20W	
3	設備の種類	蓄電池	以下の設備は補助対象となる条件があります。 太陽光発電設備 発電出力50kW未満での自家消費型、もしくは余剰売電を行う設備で、自立運転が可能なもの 通常時 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合であって当該設備と連携し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を帯電システムへ充電できること。 ・蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。 停電時（自立運転時） ・操作を行うことなく（自動切替えで）自家消費型再生可能エネルギー発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムへ充電できること ・操作を行うことなく（自動切替えで）蓄電システムに充電した電力を、補助対象設備を設置した施設へ給電できること。
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等		

記載例

5 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（ 1 ）	二酸化炭素排出量の削減見込量（ 2 ）
電 気	15,200 kWh	6,794 kg CO ₂
都市ガス	m ³	kg CO ₂
L P G	kg(m ³)	kg CO ₂
灯 油		kg CO ₂
A重油		kg CO ₂
その他		kg CO ₂
計		6,794 kg CO ₂

補助事業によるエネルギー使用量の削減見込量をエネルギー種別毎に記載してください。

1年間の削減見込量を記載してください。

単位に注意してください。

二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー使用量の削減見込量にエネルギー種別毎の係数を乗じて算出してください。
小数点切捨

- (1) 太陽光発電設備の場合、年間の発電見込量をエネルギー使用量の削減見込量とする。また、複数の設備を導入した場合は合算の削減見込量を記載する。
- (2) 二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー種別毎の削減見込量に以下の係数を乗じて算出する。

電気：kWh × 0.457 都市ガス：m³ × 2.23 LPG：kg × 3.00 (m³ × 6.00)

(東京電力エナジーパートナー 欄の場合)

灯油： × 2.49 A重油： × 2.71

(上記以外で削減されたエネルギーがある場合は問い合わせること)

【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】

太陽光発電設備の設置に伴う削減見込

年間の発電量（施工会社試算）5,200kWh

5,200kWh × 0.457 (電気使用排出係数) = 2,376.4kg CO₂

L E D 蛍光灯への更新に伴う削減見込

現行（40W） - 更新後（20W） = 20W（0.02kW）

0.02kW × 200本 × 10時間（1日点灯時間） = 40kWh

40kWh × 250日（年間点灯日数） = 10,000kWh

10,000kWh × 0.457 (電気使用排出係数) = 4,570 kg CO₂

5,200kWh + 10,000kWh = 15,200 kWh

(エネルギー使用量削減量)

2,376.4 kg CO₂ + 4,570 kg CO₂ = 6,946.4kg CO₂

(二酸化炭素排出量削減量)

補助事業によるエネルギー使用量の削減見込量及び二酸化炭素排出量の削減見込量の算出根拠を数式等により記載してください。

照明設備など、能力の異なる複数設備を申請する場合は、内訳一覧等を添付して説明してください。

省エネアドバイザーによる診断の他、メーカー試算等を行った場合は、根拠資料として試算資料を添付してください。

6 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）

以下の ~ の設備を更新する場合に、記載してください。（該当する設備にチェック）

<input type="checkbox"/> 高効率空調設備 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率照明設備 <input type="checkbox"/> 高効率給湯設備 <input type="checkbox"/> 高効率ボイラー <input type="checkbox"/> 業務用冷凍冷蔵設備（ショーケース等） <input type="checkbox"/> 交流電動機 <input type="checkbox"/> 変圧器 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の設備	<p>該当する設備を更新する場合は、各項目をチェックしてください。 なお、該当設備がない場合は、「上記以外の設備」のみ、チェックしてください。</p> <p>該当する設備について、省エネ効果を「発熱量」換算した数値を入力します。 参考様式（P.17 参照）を用いて、算出した数値を転記し、確認してください。</p>
---	---

（ ~ の設備については、以下のいずれかに該当する場合に補填（はりより）

(1) 対象設備の省エネ効果(年間発熱量換算)(ア)	151.54 GJ
(ア)が 25GJ 以上であること <input checked="" type="checkbox"/>	
(2) 地球温暖化対策計画書の基準年度におけるエネルギー使用量(発熱量換算)(イ)	
(上記エネルギー使用量の5%)(ウ)(イ×0.05)	
(ア)が事業活動に伴うエネルギー使用量の5%(ウ)以上	

(ア)に該当しない場合は、事業活動に伴う年間エネルギー使用量を、発熱量として参考様式(P.18 参照)を用いて算出し、省エネ効果がその5%以上となることを、確認してください。

【添付書類】(参考様式) エネルギー使用量等(発熱量換算) 計算書

数値入力済の計算書を添付してください。

- 対象設備の省エネ効果(エネルギー削減量)の計算書
- 地球温暖化対策計画書(基準年度)エネルギー使用量の計算書

7 地球温暖化対策計画の提出状況

提出年月日	令和5年6月 日	<p>地球温暖化対策計画書に記載した令和5年度の対策と、補助事業により導入する設備の内容は一致していなければなりません。</p> <p>計画書の該当年度に記載の無い設備は補助対象となりません。</p> <p>太陽光発電設備の設置 高効率照明設備(LED照明)への更新</p>
計画書に記載した設備に関する対策(本補助金関連)	令和5年度	

受診した年月を記載(過去3カ年に受診したもののみ有効)

8 省エネルギー診断の受診状況

受診年月	令和5年*月**日, 令和*	<p>該当欄にチェック (診断結果の報告書の添付が必要です。)</p>
実施機関等(該当欄をチェック)	(財)省エネルギーセンター 神奈川県 相模原市(省エネアドバイザー派遣事業) その他()	

記載例

原則、契約(見積)書の総額(税抜)と一致すること。

契約(見積)書は補助対象外の経費(既存設備の撤去・廃棄費用
その他補助対象外の経費)を含めずに作成すること。

9 契約(見積)書の金額内訳

項目	金額	備考
補助対象事業費(税抜)	5,900,000 円	太陽光発電設備：3,500,000円 LED照明：2,400,000円
補助対象外事業費(税抜)		
小計(+)	5,900,000	太陽光発電設備：3,500,000円 LED照明：2,400,000円
消費税額	590,000 円	10%

複数の設備を導入する場合はその内訳を備考欄に記載。

契約(見積)額
契約(見積)書の総額(税込)
と必ず一致すること。

やむを得ず補助対象とならない経費が契約(見積)書に含まれる場合は、その金額と内容を記載すること。

複数の契約(見積)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

10 補助金交付申請額の算定

(1) 補助対象事業費(税抜)	一致すること。	5,900,000 円
(2) 控除額(その他の補助金等)		300,000 円
(3) 補助対象経費 (-)	出力及び容量を記入。	5,600,000 円
(4) 特例適用(太陽光発電、蓄電池のみ) ・太陽光発電設備：1kWあたり5万円を乗じた加算額 20kWを上限 ・蓄電池：蓄電池の価格の1/3の加算額 1kWあたり6.3万円、10kWを上限	太陽光 出力 20kW 加算	1,000,000 円
	蓄電池 容量 10kW 加算	630,000 円
	合計	1,630,000 円
(4) 補助金交付申請額 ((1)の1/3(千円未満切捨て)と100万円を比較して低い額) +		2,630,000 円

(1)の金額は、上記9の、及び第3号様式 収支予算書の「(2)支出」の小計の金額と一致すること。

(2)の金額は、第3号様式 収支予算書の「(1)収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致すること。

(参考様式) エネルギー使用量等 (発熱量換算) 計算書

(A4版)

(別紙1)

エネルギー使用量等 (発熱量換算) 計算書

補助申請設備		太陽光発電設備	省エネ効果積算			
補助申請設備		高効率照明設備	省エネ効果積算			
エネルギーの種類	エネルギー使用量			熱量換算		
	数値	単位	熱量A (GJ)	係数		
原油(コンデンセートを除く。)		kl	0.00	38.2		
原油のうちコンデンセート(NGL)		kl	0.00	35.4		
揮発油			0.00			
ナフサ			0.00			
灯油			0.00			
軽油			0.00			
A重油		kl	0.00	39.1 GJ/kl		
B・C重油		kl	0.00	41.9 GJ/kl		
石油アスファルト		t	0.00	40.9 GJ/t		
石油コークス		t	0.00	29.9 GJ/t		
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	0.00	50.8 GJ/t		
	石油系炭化水素ガス	千m ³	0.00	44.9 GJ/千m ³		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t	0.00	54.6 GJ/t		
	その他可燃性天然ガス	千m ³	0.00	43.5 GJ/千m ³		
石炭	原料炭	t	0.00	29.0 GJ/t		
	一般炭	t	0.00	25.7 GJ/t		
	無煙炭	t	0.00	26.9 GJ/t		
石炭コークス		t	0.00	29.4 GJ/t		
コールタール		t	0.00	37.3 GJ/t		
コークス炉ガス		千m ³	0.00	21.1 GJ/千m ³		
高炉ガス		千m ³	0.00	3.41 GJ/千m ³		
転炉ガス		千m ³	0.00	8.44 GJ/千m ³		
都市ガス	45.0	千m ³	0.00			
			0.00			
			GJ	0.00		
			GJ	0.00		
熱	温水		GJ	0.00		
	冷水		GJ	0.00		
	小計	0.00	GJ	0.00		
電気	一般電気事業者(東京電力エナジーパートナー(株))	昼間買電	15.2	千kWh	151.54	9.97
		夜間買電		千kWh	0.00	9.97
	その他	上記以外の買電		千kWh	0.00	9.97
		自家発電		千kWh		9.97
		小計			151.54	
発熱量合計			151.54			

補助申請設備をスクロールで選択してください。
(複数種の設備がある場合は、下段も活用)

積算の種類をスクロールで選択してください。
(省エネ効果を算出する場合/事業活動におけるエネルギー使用量を算出する場合)

省エネ効果を算出する場合、該当するエネルギー種別ごとに「削減見込量」を入力してください。
(小数点以下まで入力)

算出された発熱量(GJ)を「第2号様式 項目6」の省エネ効果(1)へ入力。

事業活動のエネルギー使用量を算出する場合も、該当するエネルギー種別ごとに「基準年度」のエネルギー使用量を入力して算出し、上記の同項目(2)へ転記してください。

収支予算書

(1) 収入

区分		予算額	備考
自己資金(借入金含む)		5,440,000 円	
市補助金		750,000 円	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
その他の補助金	国	300,000 円	対策費補助金
	県	円	
	その他	円	
寄附金その他		円	
合計		6,490,000 円	

補助対象事業費に係る収入のみを記載すること。

合計の金額は、(2) 支出の補助対象事業費(税込)の金額と一致すること。

その他の補助金(国、県その他)を受ける場合は、金額及び備考欄にその名称を記載すること。

(2) 支出

費目		予算額	備考
補助対象事業費 (税抜)	設計費	50,000 円	LED照明: 50,000円
	設備費	5,000,000 円	太陽光発電設備: 3,000,000円 LED照明: 2,000,000円
	工事費	850,000 円	太陽光発電設備: 500,000円 LED照明: 350,000円
	諸経費	円	
	その他		
小計		5,900,000 円	太陽光発電設備: 3,500,000円 LED照明: 2,400,000円
消費税		590,000 円	消費税率10%
補助対象事業費(税込)		6,490,000 円	

一致すること。

第2号様式の9及び10(1)と一致すること。

複数の設備を導入する場合はその内訳を備考欄に記載。

補助対象事業費に係る支出のみを記載すること。

小計の金額は、第2号様式 補助事業計画書の「9 契約(見積)書の金額内訳」の、及び「10 補助金交付申請額の算定」の(1)の金額と一致すること。

補助対象事業費(税込)の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

複数の契約(見積)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

補助金等概要調書

区分	内容
補助金等の名称	相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
補助事業者等の名称	株式会社 工業
補助事業等の概要及び補助金等の使途	<p>・補助事業等の概要 「相模原市地球温暖化対策計画」 生可能エネルギー設備の導入 ・補助金等の使途 上記事業にかかる省エネルギー設備等の導入経費へ充当</p> <p>補助金申請者の名称を記載してください。</p>
補助対象事業内訳及び補助率等	<p>補助対象事業（導入する設備の種類）</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 高効率照明設備（LED照明） <p>導入する設備の種類を記載してください。</p> <p>補助対象事業内訳：収支予算書（第3号様式）のとおり 補助率：<input checked="" type="checkbox"/> 3分の1以内（上限100万円） 特例適用</p> <p>特例適用がある場合はチェックしてください</p>
補助事業等の実施時期	令和5年度
所属部・課	環境経済局 ゼロエミッション課 補助金申請を行う年度を記載してください。
補助金等の趣旨・目的・対象事業・補助率等	省エネルギー設備及び導入する中小規模事業者に対し、その導入に要する経費の一部を補助することにより、地球温暖化対策の推進を図る。
要綱の有無	有（相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱）
国・県補助金該当の有無	有・無 （該当補助金なし） 全体事業 補助対象経費： 円
施策的位置付け	有（さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例） 施策名（第2次相模原市地球温暖化対策計画）
補助期間	1年間（1回限り）
備考	

申請者は太枠内のみ記入すること。

暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 郵便番号

住 所 相模原市 区 - -
 氏 名 株式会社 工業
 代表取締役

ふりがな・役職名を忘れずに記載ください。 役職・代表者氏名を自著する場合は押印不要です。

生年月日 T . S . H 年 月 日生

性 別 (男) ・ 女

相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金の交付申請にあたり、下記について確認・同意し、申請者（ ）が暴力団員に該当しないことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

記

- 1 申請者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。
- 2 補助金の交付決定後に申請者が暴力団員であることが判明した場合は、市長は、交付決定を取消し、補助金を既に交付している場合には補助金の返還を命ずるものとします。

（ ）申請者が、法人その他の団体の場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）をいう。

法人その他の団体の場合は、別紙「第6号様式」も提出すること。

【書類発行責任者の確認】

市担当課 処理欄	確認 方法	確認者

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者 代表取締役			T S H . . .	男	市 - -
取締役			T S H . . .	女	市 - -
取締役			T S H . . .	男	市 - -
監査役			T S H . . .	女	市 - -
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		
			T S H . . .		

登記内容に即した役職名としてください。

（法人その他の団体においては全ての役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を記載してください。）

記載された全ての者は、役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

【書類発行責任者の確認】

団体名 株式会社 工業
代表者氏名 代表取締役

市担当課 処理欄	確認 方法	確認者

役職・代表者氏名を自著する場合は押印不要です。

申請等事務手続代行者選任届

年 月 日

相模原市長 あて

住 所 相模原市 区 - -

申請者 名 称 株式会社 工業

代表者氏名 代表取締役



相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記の手続きについて、次の者を申請等事務手続代行者として選任することを届け出ます。

なお、補助金等交付決定通知書及び補助金等交付決定変更（取消）通知書については、申請者が受領いたします。

- 1 補助金等交付申請書の提出に関する事
- 2 補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出に関する事
- 3 補助事業実績報告書の提出に関する事
- 4 補助金等交付請求書の提出に関する事

事務手続代行者	所在地	〒 -	代表者印	
	会社名			
	代表者職・氏名			
	担当者	所属		
		担当者名		
電話番号				
E-mail				

【書類発行責任者の確認】

市担当課 処理欄	確認 方法	確認者

補助事業計画の変更について

交付決定を受けた後に次の事由が生じる場合は、必ず工事着手前に補助事業計画変更（中止・廃止）申請書（第9号様式）を提出し、事前に市の承認を受けることが必要です。

補助金交付決定額に変更が生じる場合

導入する設備の種類に変更が生じる場合

補助事業の完了日が補助事業計画書に記載した完了予定日の翌日から起算して30日以上遅れる場合

補助事業を中止する場合

の場合、その事由が生じることが判明した時点で速やかに提出してください。
（添付書類は必要ありません。）

その他の変更についても、補助事業計画変更（中止・廃止）申請書の提出が必要な場合がありますので、適宜お問い合わせください。

補助事業計画変更（中止・廃止）申請書（第9号様式）

「__年__月__日付け相模原市指令(環政)第__号」の部分は、交付決定通知書の通知日及び左上の番号を記載してください。

「3 変更（中止・廃止）の内容」

- ・「変更前」の欄は、申請時の補助事業計画書（第2号様式）の内容を記載してください。
- ・「変更後」の欄は、変更後の内容を記載してください。事業費に変更を生じる場合は、変更後の補助対象経費（変更後の補助事業計画書の10（3）の金額）を記載してください。

補助事業計画の変更により、補助金交付決定額を増額することはできません。

「4 変更（中止・廃止）の理由」

補助事業計画を変更（中止・廃止）する理由を記載してください。

「5 変更後の補助金額」

変更後の補助金交付申請額（変更後の補助事業計画書の10（4）の金額）を記載してください。

補助金額に変更が無い場合は、当初の交付決定額と同額を記載してください。

添付書類

補助事業計画書（第2号様式）

変更後の補助事業計画書を作成し、添付してください。

収支予算書（第3号様式）

変更後の収支予算書を作成し、添付してください。

変更後の工事請負契約書又は見積書の写し

変更後の工事請負契約書又は見積書等（工事及び金額の内訳が分かるもの）の写しを添付してください。

その他、必要に応じて以下の書類の添付が必要となります。

補助金等概要調書（第4号様式）

導入する設備の種類を変更する場合に添付が必要です。

補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類

導入する設備の種類や設備の仕様等を変更する場合に添付が必要です。

補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等

導入する設備の設置場所を変更する場合に添付が必要です。

補助事業計画変更(中止・廃止)申請書

年 月 日

相模原市長 あて

住 所 相模原市 区 - -

補助事業者 名 称 株式会社 工業

交付決定通知書の通知日及び左上の番号を記載してください。

代表者氏名 代表取締役

年 月 日付け相模原市指令(ゼロ)第 号により交付決定を受けた相模原市省エネルギー設備等導入支援補助金に係る補助事業計画を次のとおり変更(中止・廃止)したので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第10条第1項及び相模原市省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業等の名称 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業
- 2 補助金等の名称 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
- 3 変更(中止・廃止)の内容

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する太陽光発電設備の最大出力 5.2kW ・補助対象経費：5,600,000円 	申請時の補助事業計画書に記載した内容のうち、変更となる箇所を記載してください。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する太陽光発電設備の最大出力 8.0kW ・補助対象経費：7,000,000円 	<p>変更後の内容を記載してください。</p> <p>事業費が変更となる場合は、変更後の補助対象経費(変更後の補助事業計画書の10(3)の金額)を記載してください。</p>

- 4 変更(中止・廃止)の理由

太陽光パネルの配置を再検討した結果、設置枚数を増加することとしたため。

- 5 変更後の補助金額
¥ 1,000,000 円

変更(中止等)の理由を記載してください。

- 6 添付書類
 - (1) 変更後の補助事業計画書(第2号様式)
 - (2) 変更後の工事請負契約書、見積書等の写
 - (3) その他市長が必要と認める書類

変更後の補助金額(変更が無い場合は当初の交付決定額と同額)を記載してください。
交付決定後の補助金額の増額は認められません。

補助事業完了後の手続きについて

補助事業が完了したら、完了後30日以内若しくは令和6年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第11号様式）に必要書類を添付して提出してください。

補助事業実績報告書（第11号様式）

「__年__月__日付け相模原市指令(環政)第__号」の部分は、交付決定通知書の通知日及び左上の番号を記載してください。

「3 交付金額」

交付決定通知書の交付金額を記載してください。

「5 補助対象設備の設置場所」

補助対象設備を導入した事業所の名称・所在地を記載してください。

「6 補助事業実施期間」

事業着手日（工事着手日）及び事業完了日を記載してください。

事業完了日とは「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」「電力受給の開始（太陽光の場合で固定価格買取制度に基づく認定を受けるもの）」の全てが完了した日となります。

「7 補助事業により導入した設備の概要」

補助事業により導入した設備の種類ごとに、その内容を分かりやすく記載してください。（設置場所・メーカー・型式・能力・設置基数、その他設備の概要が分かる内容）

補助事業計画を変更した場合は、変更後の内容を記載してください。

「8 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）」

補助事業により導入した設備による「エネルギー使用量」及び「二酸化炭素排出量」の削減見込量（年間）をエネルギー種別ごとに記載してください（単位に注意）。

補助事業計画を変更した場合は、変更後の数値を記載してください。

「9 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）」

補助事業により導入した設備の「エネルギー使用量」の削減効果（省エネ効果）について、「確定値」として確認してください。なお、補助金交付申請時と同じ場合は、「参考様式」の提出は不要です。

「10 契約書の金額内訳」

・補助対象事業に係る契約書の税抜金額を、補助対象事業費（税抜）の欄に記載してください。

・契約書に複数の補助対象設備を含む場合は、備考欄に導入した設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

・複数の設備を導入した場合で契約書が2以上となる場合は、合算の金額を記載するとともに、備考欄に導入した設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

やむを得ず補助対象外の経費が契約書に含まれる場合は、補助対象外事業費（税抜）の欄に記載してください。

契約額の欄の金額は、契約書の総額と必ず一致します。

「11 補助金交付請求額の算定」

- ・(1) 補助対象事業費(税抜)の欄は、「10 契約書の金額内訳」と一致します。
- ・(2) 控除額(その他の補助金等)の欄は、第12号様式 収支決算書の「(1) 収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致します。
補助事業計画を変更した場合は、変更後の数値を記載してください。
- ・(4) 特例適用の欄は、太陽光発電設備及び蓄電池を導入し特例適用を受ける場合に入力してください。太陽光設備の発電出力・蓄電池の蓄電容量を入力すると自動計算されます。

添付書類

(1) 収支決算書(第12号様式)

補助対象事業費に係る収入及び支出の額のみを記載してください。

補助対象とならない経費は含めないでください。

契約書が補助対象事業のみで作成されている場合は、収入及び支出の額と契約額の金額は一致します。

「(1) 収入」

補助対象事業費の支出の基となった収入を区分ごとに記載してください。

(区分ごとの金額の合計が支出の補助対象事業費(税込)の金額と一致します。)

「その他の補助金」の欄は、記載漏れの無いよう注意してください。国・県等の補助金を受けている、又は受ける予定があるにもかかわらず記載がない場合、補助金が減額又は取り消しとなる場合があります。

「(2) 支出」

- ・補助対象事業費(税抜)の欄に、費目ごとの金額(税抜)を記載してください。
- ・複数の設備を導入した場合は、備考欄に導入した設備及び金額の内訳をそれぞれ記載してください。

「小計」の金額は、第12号様式の「10 契約書の金額内訳」の欄及び「11 補助金交付請求額の算定(1)」の金額と一致します。

(3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

補助対象設備の支払いに係る領収書等の写しを添付してください。

領収額は契約額と同額となります。

領収額に補助対象外の事業費を含む場合は、補助対象事業費とそれ以外の支払額が分かる請求内訳書を添付してください。

施工業者等への支払いが金融機関による振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料をご提出ください。手形や小切手による支払いの場合は、振出日ではなく、施工業者が領収(資金化)した日が支払完了日となります。

(4) 補助事業に係る工事請負契約書の写し

申請時に提出していない場合に添付が必要です。

- ・補助対象設備に係る工事及び金額の内訳が分かるものを添付してください。

- ・工事請負契約書の写し、工事請負契約の締結書類として、「工事請負契約書」に代え、「注文書」と「注文請書」による場合は、契約事項が確認できる内容として作成して添付してください。
- ・複数の設備を導入する場合であって契約書等が複数となる場合は、全ての契約書等の写しを添付してください。

(5)補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真・

(複数設備の場合)配置図

- ・補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真を添付してください。また、設備に付属する銘板についても撮影し、添付してください。
- ・照明設備など、複数の設備を対象とした場合は、導入した設備の設置場所について、平面図等を合わせて添付してください。(写真の補足資料とします)
- ・照明設備の場合、点灯した状態の写真を添付してください。
- ・蓄電池を導入した場合は、設備写真に加え、蓄電池と太陽光発電設備が連携していることが分かる写真(モニター写真等)を添付してください。

以下は、その他太陽光発電設備を導入した場合に添付が必要です。

(6-1)設置完了後の設備図面等

固定価格買取制度に基づく認定を受けず、自家消費する場合

- ・電力会社との協議書類(補助金申請段階で提出がない場合)
- ・設備設置完了時における設備図面・配置図(電気の流れが分かるものとして、単線結線図・システム系統図・機器配置図)

(6-2)電力受給契約の締結を証する書類の写し又はこれに代わるもの

電力会社と電力受給契約を締結する場合

契約者(申込者)、発電設備の設置場所、認定されている発電出力が確認できる以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)」の写し
- ・電力会社が発行した「接続契約のご案内」と「特定契約のご案内」
接続契約と特定契約を合わせて受給契約となります。

(7)太陽電池モジュールの出力対比表

設置した太陽電池の各計測出力(W)が記載された出力対比表の写しを添付してください。

メーカー・型式や出力の合計値がわかるものを添付してください。

第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

補助事業実績報告書

年 月 日

相模原市長 あて

住 所 相模原市 区 - -

交付決定通知書の通知日及び左
上の番号を記載してください。

助事業者 名 称 株式会社 工業

代表者氏名 代表取締役

年 月 日付け相模原市指令(ゼロ)第 号により交付決定を受けた相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金に係る補助事業が完了したので、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 1 4 条第 1 項及び相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

- 1 補助事業等の名称 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業
- 2 補助金等の名称 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
- 3 交付金額 ￥ 1 , 0 0 0 , 0 0 0

4 添付書類

- (1) 収支決算書 (第 1 2 号様式)
- (2) 補助事業等実績調書 (第 1 3 号様式)
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類 (領収書) の写し
- (4) 補助事業に係る工事請負契約書の写し (補助金交付申請時に工事請負契約書を提出していない場合に限る。)
- (5) 補助事業により導入した設備の設置状態ができる写真・ (複数設備の場合) 配置図
 - < (6 - 1) ~ (7) は太陽光発電設備を導入した場合 >
 - (6 - 1) 設置完了後の設備配置図等
 - (6 - 2) (固定価格買取制度) 電力受給契約の締結を証する書類の写し
 - (7) 太陽電池モジュールの出力対比表
 - (8) その他市長が必要と認める書類

交付決定通知書 (変更を含む) の金額を記載してください。

導入した設備の設置場所が複数ある場合は、平面図等を合わせて添付してください。(写真の補足資料とします)

記載例

5 補助対象設備の設置場所

名称	工業第1工場
所在地	相模原市 区 - -

「設置工事の完了」「補助対象経費の支払い」「電力受給の開始(太陽光の場合)」の全てが完了した日。
令和6年3月10日までに事業を完了し、補助事業実績報告書を市に提出する必要があります。

6 補助事業実施期間

事業着手日	令和5年8月25日	事業完了日	令和5年9月27日
-------	-----------	-------	-----------

工事着工日(交付決定日以降であること)

7 補助事業により導入した設備の概要

1	設備の種類	太陽光発電設備
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	工業第1工場屋上に新規設置 太陽光パネル：社製 型式：AAA-BB(公称出力200W) パワーコンディショナー：社製 型式：C-DD 最大出力：8.0kW(200W×40枚) 連携条件：固定買取価格制度により余剰電力売電
2	設備の種類	LED照明
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	工業第1工場内の蛍光灯を更新 メーカー：社製 型式：XXX-ZZZ 消費電力：20W 設置数：200本
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型式 能力 設置基数 等	

申請時と変更が無い場合は、申請書に添付した補助事業計画書と同一の記載となります。

補助事業の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載してください。

記載例

8 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（ 1 ）	二酸化炭素排出量の削減見込量（ 2 ）
電 気	19,500 kWh	8,717 kg CO ₂
都市ガス	m ³	kg CO ₂
	kg (m ³)	kg CO ₂
		kg CO ₂
		kg CO ₂
計		8,717 kg CO ₂

補助事業によるエネルギー使用量の削減見込量をエネルギー種別毎に記載してください。
（導入した設備が申請時と異なる場合は変更後の数値を記載）

1年間の削減見込量を記載してください。
単位に注意してください。

エネルギー使用量の削減見込量にエネルギー種別毎の係数を乗じて算出してください。

- (1) 太陽光発電設備は年間発電見込量をエネルギー使用量の削減見込量とする。
また、設備を複数導入した場合は合算で記載する。
- (2) 二酸化炭素排出量の削減見込量はエネルギー種別毎の削減見込量に以下の係数を乗じて算出する。

電気：kWh×0.457 都市ガス：m³×2.23 LPG：kg×3.00（m³×6.00）
（東京電力エナジーパートナー 枠の場合）
灯油： ×2.49 A重油： ×2.71

9 補助事業による省エネ効果（年間発熱量換算）

以下の ~ の設備を更新する場合に、記載してください

該当する設備を更新する場合は、各項目をチェックしてください。



- 高効率空調設備
- 高効率照明設備
- 高効率給湯設備
- 高効率ボイラー
- 業務用冷凍冷蔵設備（ショーケース）
- 交流電動機
- 変圧器
-
- 上記以外の設備

該当する設備について、確定した省エネ効果を「発熱量」換算した数値を入力します。参考様式（P.18参照）を用いて、算出した数値を転記し、確認してください。
該当しない場合は、P.16を参考に（2）について、確認ください。

- (~ の設備については、以下のいずれかに該当する場合に補助対象となります)

(1)対象設備の省エネ効果(年間発熱量換算)(ア)	194.42 GJ
(ア)が 25GJ 以上であること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2)地球温暖化対策計画書の基準年度におけるエネルギー使用量(発熱量換算)(イ)	GJ
(上記エネルギー使用量の5%)(ウ)(イ×0.05)	GJ
(ア)が事業活動に伴うエネルギー使用量の5%(ウ)以上であること	

【添付書類】(参考様式) エネルギー使用量等(発熱量換算)計算書

対象設備の省エネ効果(エネルギー削減量)の計算書

地球温暖化対策計画書(基準年度)エネルギー使用量の計算書

申請時と異なる場合は、数値入力済の計算書を添付してください。

記載例

原則、契約書の総額(税抜)と一致すること。
補助事業計画に変更があった場合は変更後の金額

10 契約書の金額内訳

項目	金額	備考
補助対象事業費(税抜)	7,000,000 円	太陽光発電設備：4,600,000円 LED照明：2,400,000円
補助対象外事業費(税抜)	円	
小計(+)	7,000,000 円	太陽光発電設備：4,600,000円 LED照明：2,400,000円
消費税額	700,000 円	消費税率10%
	7,700,000 円	

複数の設備を導入した場合はその内訳を備考欄に記載。

やむを得ず補助対象とならない経費が契約(見積)書に含まれる場合は、その金額と内容を記載すること。

契約書の総額(税込)及び領収書の額と一致すること。

11 補助金交付請求額の算定

(1) 補助対象事業費(税抜)	7,000,000 円	一致すること。
(2) 控除額(その他の補助金等)	300,000 円	
(3) 補助対象経費 (-)	6,700,000 円	
(4) 特例適用(太陽光発電、蓄電池のみ) ・太陽光発電設備：1kWあたり5万円を乗じた加算額 ・蓄電池：1kWあたり6.3万円を乗じた加算額	太陽光 出力20kW 加算 1,000,000 円	
	蓄電池 容量10kW 加算 630,000 円	
	合計 1,630,000 円	
(4) 補助金交付申請額 (の1/3(千円未満切捨て)と100万円を比較して低い額) +	2,630,000 円	

(1)の金額は、上記10の、及び第12号様式 収支決算書の「(2) 支出」の小計の金額と一致すること。

(2)の金額は、第12号様式 収支決算書の「(1) 収入」の「その他の補助金」「寄附金その他」の金額の合計と一致すること。

収支決算書

(1) 収入

区分		決算額	備考
自己資金(借入金含む)		6,650,000 円	
市補助金		750,000 円	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
その他の補助金	国	300,000 円	対策費補助金
	県	円	
	その他	円	
寄附金その他		円	
合計		7,700,000 円	

国・県等の補助がある場合は金額・内容を漏れなく記載すること。

補助対象事業費に係る収入のみを記載すること。

合計の金額は、(2) 支出の補助対象事業費(税込)の金額と一致すること。

その他の補助金(国、県その他)がある場合は、備考欄にその名称を記載すること。

(2) 支出

費目		決算額	備考
補助対象事業費(税抜)	設計費	50,000 円	LED照明: 50,000円
	設備費	5,950,000 円	太陽光発電設備: 3,950,000円 LED照明: 2,000,000円
	工事費	1,000,000 円	太陽光発電設備: 650,000円 LED照明: 350,000円
	諸経費	円	
	その他	円	
小計		7,000,000 円	太陽光発電設備: 4,600,000円 LED照明: 2,400,000円
消費税		700,000 円	消費税率10%
補助対象事業費(税込)		7,700,000 円	

一致すること。

第11号様式の10 及び11(1)と一致すること。

複数の設備を導入する場合はその内訳を備考欄に記載。

補助対象事業費に係る支出のみ記載すること。

小計の金額は、第11号様式 補助事業実績報告書の「10 契約書の金額内訳」の、及び「11 補助金交付請求額の算定」の(1)の金額と一致すること

補助対象事業費(税込)の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

複数の契約がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

補助事業等実績調書

〔補助金等の交付を受けた者が記入〕

補助金等の名称	相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
補助事業等の名称	中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業
補助事業者等の名称	株式会社 工業
交付金額	¥ 1,000,000
事業実績	<p>下記の補助対象設備の導入を完了した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 高効率照明設備（LED） <p>（完了日：令和5年 9月27日）</p>
事業成果（団体の公益性、社会貢献度）	<p>太陽光発電設備及び高効率照明設備の導入により、市内の温室効果ガス排出量の削減に寄与した。</p>
自己評価	<p>補助金事業により、弊社でコストが課題となっていた省エネ設備・再エネ利用設備の導入が可能となった。また、温室効果ガス排出削減に寄与し、省エネ意識の向上にもつながった。</p>

交付決定通知書（変更を含む）の金額を記載してください。

導入設備の種類及び事業完了日を記載してください。

この事業を実施したことによる評価を記載してください。

この事業を行ったことによる社会貢献度や成果について記載してください。

〔所管課が記入〕

所管課	ゼロカーボン推進課
電話	<p>以下、記載不要。 （太枠内のみ記入）</p>
補助金等に対する評価	
上記のように評価した理由	不十分)

申請者は太枠内のみ記入すること。

補助金の交付請求について

市では、「補助事業実績報告書」及び添付書類等に基づき、補助事業の状況確認のため、現地訪問による「完成検査」を実施いたします。これら一連の補助事業実施結果により、市から「補助金等の額確定通知書」を送付いたします。

補助金の交付請求に関する書類は、「補助金等の額確定通知書」の送付を受けた後に、作成しご提出ください。

補助金等交付請求書（第15号様式）

「____年____月____日付け相模原市指令(ゼロ)第____号」の部分は、補助金等の額確定通知書に記載されている通知日及び番号を記載してください。

「3 補助金等額確定額」

「補助金等の額確定通知書」の金額を記載してください。

「5 今回交付請求額」

「補助金等の額確定通知書」の金額を記載してください。

添付書類

(1)「補助金等交付決定通知書」の写し

(2)「補助金等の額確定通知書」の写し

(3)補助事業計画に変更があり、その承認を受けた場合は「補助金等交付決定変更（取消）通知書」の写し

(3)その他市長が必要と認める書類

その他

市に口座情報を事前に登録されている場合は、条件により補助金交付決定後に提出いただく請求書の添付書類となっている「支払金口座振替依頼書」の提出が不要になることがあります。申請書の提出の際にお申し出いただき、補助金交付決定に至った際には、「支払金口座振替依頼書」の取扱いについてご連絡いたします。

口座情報の登録がない場合は、以下の書類を合わせて提出してください。

・支払金口座振替依頼書

・振込口座が確認できる書類（預金通帳等の写し等）

補助金等交付請求書

年 月 日

相模原市長 あて

住 所 相模原市 区 - -

請求者 名 称 株式会社 工業

補助金の額確定通知書の通知日
及び番号を記載してください。

代表者氏名 代表取締役

印

年 月 日付け相模原市指令(ゼロ)第 号により補助金等の額確定のありました件につき、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(以下「規則」という。)第18条第1項及び相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第15条第1項の規定により次のとおり請求します。

1 補助事業等の名称	中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業
2 補助金等の名称	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金
3 補助金等額確定額	¥ 1,000,000
4 既 交 付 額	¥ 0
5 今 回 交 付 請 求 額	¥ 1,000,000
6 未 交 付 額	¥ 0
7 添 付 書 類	

補助金の額確定通知書の金額
を記載してください。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 補助金等の額確定通知の写し
- (3) 相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金交付要綱第12条第3項の規定による承認を受けた場合にあっては、補助金等交付決定変更(取消)通知書の写し
- (4) その他
 - ・ 支払金口座振替依頼書
 - ・ 振込口座が確認できる書類(預金通帳の写し等)

支払金口座振替依頼書の記入方法

新規・変更・廃止の該当箇所を「」で囲んでください。

郵便番号・住所を記入してください。

依頼人が個人の場合に記入し、**自著の場合は押印は不要です。**

依頼人が法人・団体・個人事業者の場合に記入し、**代表者の自著の場合、押印は不要です。**

電話番号、FAX**またはメールアドレス**を記入してください。

金融機関名、支店名を記入してください。

預金の種類と口座番号を記入してください。

預金口座の名義をカタカナで記入してください。

注意：預金通帳の表紙に記載された名義をカタカナで記入してください。また預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の記載された取引先金融機関発行のもの）を添付してください。

記入内容が正確でないと、支払いが遅れる場合がありますのでご注意ください。

用途区分	<input type="checkbox"/> 債権債務者 <input type="checkbox"/> 甲種適用者 <input type="checkbox"/> 議員	債権者登録番号									
------	---	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

支払金口座振替依頼書 [新規・変更・廃止]

相模原市会計管理者 へ

1

相模原市からの支払金は、下記の預金口座へ振込の方法によりお支払いください。また、依頼人と口座名義が異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込みをもって相模原市からの支払金の受領と認めます。なお、下記記載事項に変更があった時は、速滞なく変更依頼書を提出します。

- ・太神内をすべて(変更・廃止の場合も)記入してください。メールアドレス登録のみの場合も同様です。
- ・黒または青字で記入してください(鉛筆や消せるボールペン、修正テープ、砂消しは使用禁止)。
- ・登録は常用漢字に置き換えさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2	依頼人		振込先預金口座		7
	郵便番号		金融機関コード	支店コード	
3	住所 (所在地)		銀行 金庫 信用組合 農協	店 支店 支所 出張所	8
	自署した場合、押印は不要です。ただし、押印する場合は市への請求書と同一のものを使用してください。訂正印を押印する場合も同様です。		預金の種類	口座番号(右づめ)	
4	個人用	フリガナ	<input type="checkbox"/> 普通		9
	氏名		<input type="checkbox"/> 当座		
5	法人・事業所・団体用	フリガナ	<input type="checkbox"/> 別段		9
	名称		口座名義はカタカナで記入してください。		
6	役職名		預金通帳等の写しの添付にご協力をお願いします。上記振込先預金口座が確認できる資料(取引先金融機関発行のもの)の添付をお願いします。また、担当職員より口座について確認させていただくことがあります。振込先預金口座の相違による支払の遅れを防ぐため、ご協力をお願いします。		
	代表者氏名		ご記入いただいた個人情報、また添付書類は相模原市からの支払い以外には使用いたしません。		
5	連絡先	電話	支払通知(口座振替通知書)は、振込手続日をハガキで通知するものです。		
	FAX				
6	メールアドレス				
	支払通知(ハガキ)	<input type="checkbox"/> 不要			

会計帳処理		処理済印		市使用欄	
確認1	確認2	担当	所属名	受付日	
		担当書印	口座番号印	記名のみの場合の確認印	電話(内線)
			確認方法		